議案第45号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和4年6月16日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

- 1 取得の物件 新居浜市学校給食センター蒸気ボイラー一式
- 2 取得の目的 老朽化した蒸気ボイラー等を更新し、適正な学校給食の実施を図るため
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 取 得 価 格 2,464万円
- 5 契約の相手方 西条市神拝甲137番地1三浦工業株式会社西条支店

支店長 池之内 茂 樹

提案理由

新居浜市学校給食センター蒸気ボイラー一式を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。